

ASAHI NEWS

令和4年9月12日
第150号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 9月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

9月30日：3月決算法人の中間決算日

経営・経済

9月13日：第3四半期の法人企業景気予測調査(財務省・内閣府)

9月15日：貿易統計発表(財務省)

9月20日：全国消費者物価指数発表(総務省)

9月21日：日銀金融政策決定会合(日銀、22日まで)

9月22日：第2四半期の米經常収支発表(米・商務省)

9月22日：黒田東彦日銀総裁会見(日銀)

9月29日：第2四半期の米GDP確定値(米・商務省)

9月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「どうなる！？相続税・贈与税」

本号では、令和4年度税制改正大綱において、継続審議となった相続税・贈与税の一体化についてご紹介します。消費税率10%へのアップで逆進性は高まり、コロナ渦による格差拡大もダメ押し、**富裕層への課税強化が今後さらに進むと予測されます**。国民の多数が関係する所得税よりも相続税・贈与税への改正の方が反発が少ないと考えられるため、今後の相続税・贈与税の改正の行方に注目が集まっています。



制度見直しの検討に至った背景

「資産の世代間移転を促進するための税制」

我が国では老後の経済不安による高齢者への資産の偏在により、資産移転の時期がより高齢期にシフトしており、若年世代への資産の移転が進みにくい状況があります。若年世代への資産移転に対し、税制が障害になることは避けなければなりません。現行の贈与税の類型のうち、暦年課税制度については、相続税の負担の回避を防止するため、低額な基礎控除と、将来の相続財産が比較的少ない層にとっては相続税の税率よりも高い税率が設定されており、税制面でも贈与しにくい状況にあります。

「資産移転の時期の選択に中立的な税制」

資産移転の時期の選択に中立的な税制とは、資産の移転方法やその金額にかかわらず、移転資産の総額が同じであれば、税負担も同じになる税制をいいます。

一般的には高額とされる贈与税ですが、亡くなる3年より前に行った贈与には相続税は課税されず、贈与する金額を調整すれば相続税より低い税率で資産移転が可能のため、資産移転の時期に中立的ではありません。

相続税と贈与税の一体化

相続税と贈与税の一体化について、目下の関心事は、改正後のルールがどうなるのかですが、欧米諸国の制度に準拠して改正後のルールが作られる可能性が高いため、以下に主要国の相続税の制度概要を紹介します。

	アメリカ	ドイツ・フランス	日本
課税方式	遺産税方式	遺産取得課税方式	法定相続分課税方式
内容	生涯にわたる贈与額と相続財産に対して一体的に課税	一定期間(ドイツ10年、フランス15年)の贈与額と相続財産に対して一体的に課税	相続前3年間の贈与のみ相続財産に加算
特徴	相続と贈与で税負担が完全に一致ただし、生涯の贈与の把握が困難	一定期間の相続と贈与の税負担は一致	相続と贈与の税負担は一致しない

(出所) 令和2年度第4回政府税制調査会の資料を基に作成

駆け込み贈与の必要性



改正がいつどんな内容になるか定かでないため難しいところですが、早ければ令和5年に一体化されるので、節税対策をする場合、**それまでに贈与をしておく必要があります**。令和5年に改正された場合を前提として、今年1回贈与した場合の節税試算表は以下になります。(例: 相続人が子供1人、遺産額1億、贈与額が110万の場合には33万節税される)

節税試算表 <相続人が子供1人の場合>



遺産額 贈与額	1億円	2億円	3億円	5億円
110万円	33万円	44万円	50万円	55万円
310万円	73万円	104万円	120万円	135万円
510万円	103万円	154万円	180万円	205万円
710万円	123万円	194万円	230万円	265万円
1,110万円	123万円	234万円	290万円	345万円
1,610万円	52万円	234万円	315万円	395万円
3,110万円		159万円	315万円	470万円

節税試算表 <相続人が子供2人の場合>



遺産額 贈与額	1億円	2億円	3億円	5億円
110万円	17万円	33万円	44万円	50万円
310万円	27万円	73万円	104万円	120万円
510万円	27万円	103万円	154万円	180万円
710万円	17万円	123万円	194万円	230万円
1,110万円		123万円	234万円	290万円
1,610万円		73万円	234万円	315万円
3,110万円			159万円	315万円

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

代表者からの借入金～相続発生時に問題となるケース

中小企業においては、資金がショートした場合などに代表者からの借入により運転資金を賄うことがあります。代表者からの借入金は、返済を催促されることもなく、気が付けば数千万円から数億円に膨らむことも珍しくはありません。このような借入金を放置しておく代表者に相続が発生した場合に大きな問題となることがあります。

代表者に相続が発生した場合の問題点

【代表者に相続が発生した場合の課題】

代表者からの借入金は、代表者個人から見れば法人に対する金銭債権であり、その代表者に相続があれば、**原則的には、その元本額が相続税の課税財産に取り込まれます。**その法人に資金の余裕があり、借入金を相続人に返済することができれば問題はありません。

しかし、その法人に返済余力がない場合には、下記の課題が生じます。

法人に資金的余裕がない場合の問題点

- ① 相続人は実質的に換価性がない資産を取得するために、高額な相続税を支払う可能性が生じること
- ② 後継者以外の相続人が法人の経営に理解を示さない場合に、早期の債務の弁済や高額な利息の支払いを迫られることがあること
- ③ 代表者からの借入金を後継者が引き継ぐ場合、自社株式や事業用資産の承継に加えて金銭債権まで取得すると、後継者の取得資産の割合が多くなり、他の相続人の遺留分を侵害する可能性が生じること

設例	単位:万円	備考
代表者(被相続人の財産)		
現金	1,000	
自宅	3,000	
A社株式1,000株	20,000	相続税評価額
A社への貸付金	15,000	代表者借入金
課税財産	39,000	

現金等の返済資源が少ない

A社株式(発行済株数1000株)			
資産		負債	
現金	100	買掛金	1,000
売掛金	1,200	その他負債	1,000
建物	15,000	代表者借入金	15,000
器具備品	12,000	負債計	17,000
土地	20,000	資本	
その他	2,700	資本	2,000
		利益剰余金	32,000
		純資産計	34,000
資産計	51,000	負債・純資産計	51,000

実質的に換価性がない

《相続人2名(うち1名後継者)とした場合には、下記の問題が生じる》

- ・代表者からの借入金のため、相続税の課税財産が15,000万円増加
- ・後継者がA社株式と貸付金を取得(合計35,000万円)すると他の相続人の遺留分(9,750万円)を侵害することになる
- ・A社に返済原資が少なく、返済資金を捻出するためには、法人所有の事業用資産を売却する必要があるなどの問題が生じる

代表者からの借入金の解消方法

法人に代表者からの借入金が多額にある場合には、後々、後継者が税務トラブルなどに巻き込まれないように、相続が発生するまえに、**少しでも減らす対策をしておくべき**です。

主な借入金の解消方法としては、次の方法があります。



返済方法	内容
① 返済	代表者からの借入金を、その法人が単純に返済する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・法人に返済原資が必要 ・借入金の返済を受けると同額の現金が増えるため、相続時の財産総額は変わらず、相続税は減らない
② 代物弁済	現金の代わりに、法人の所有する不動産を代表者に引き渡して返済する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者に引き渡した不動産の時価と帳簿価額との差額が、税務上、その法人の益金又は損金となる ・不動産の客観的な時価を算定する必要がある ・代表者に引き渡した不動産の時価が、代表者からの借入金の額を超える場合には、差額が役員賞与となる
③ 債権放棄	法人が負っている借入金を代表者が放棄する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・法人に債務免除益が計上され、益金に算入される(そのため、その法人に繰越欠損金等がない場合には、法人税の負担が増える可能性がある) ・代表者以外の株主が存在する場合には、債務放棄により株主価値が上昇する場合には、その株主に代表者からのみなし贈与税が生じる
④ DES(デッド・エクイティ・スワップ)	代表者がその法人に対して有する金銭債権を現物出資することで、役員借入金を資本に振り替える方法 <ul style="list-style-type: none"> ・DESが行われた場合には、法人は債権の時価で増資を受けたことになる(法人の財務内容が悪化しており、代表者借入金の時価が下落している場合には、額面金額との差額が債務免除益となり益金に算入される) ・資本金が増加することになるため、法人住民税の均等割額などの税負担が増加する可能性がある
⑤ 生前贈与	生前に代表者から相続人に対して貸付金を贈与する方法 <ul style="list-style-type: none"> ・暦年贈与の場合には、年間110万円までの非課税枠がある(借入金の金額によっては、非課税枠だけの利用では収まらず、贈与税の負担が生じる場合がある)

代表者からの借入金が多額にある中小企業は、これらの方法を組み合わせるなどして、役員からの借入金を解消していくべきです。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。